

福祉バス利用申請書

申請日 令和 年 月 日

社会福祉法人
下関市社会福祉協議会長 様

申請者 団体名 _____
 〒 _____
 代表者 住所 下関市 _____
 氏名 _____ 電話 _____
 連絡先 氏名 _____ 電話 _____

※連絡先は、必ず連絡が取れる方をご記入下さい。

下記のとおり福祉バス（やすらぎ・あおぞら）の利用について、承認をお願いいたします。

記

利用予定日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分から ※1 雨天決行 する・しない・変更 午前・午後 時 分まで	
開催又は参加する行事等	名称	団体の種類 高齢者の団体 障害者の団体 その他の団体()
	目的	
	行先	
	内容	
乗車人員	※「あおぞら」のみ 人 (車イス使用者 有・無) 有の場合…(持込み・備付け利用)	
乗車場所 (最初の乗車場所)	福祉センター・他 ()	
行程 (行程と予定時間を順次記入下さい)	(乗車、出発時間、場所等詳しくご記入下さい)	
	時 分 発	時 分 発
	時 分 着	時 分 着
	時 分 発	時 分 発
	時 分 着	時 分 着
	時 分 発	時 分 発
	時 分 着	時 分 着
	時 分 着	時 分 着
駐車場	確保	その他 特記事項

※バス利用申請書の提出は、**利用日の前月15日まで**にお願いします。(FAX可 232-1522) (例：利用日 6/30→提出 5/15 まで) 事務処理上、行程確認・運行の安全確認のためにも、申請書の提出期限の厳守をお願い致します。
 ※行程変更される場合、1週間前までに申請書を再度ご提出ください。(キャンセルは当日8:30までに連絡をお願いします)

※事務処理欄

月 日 同	事務局長	総務課長	総務課	係
丙				

備考

	担当運転士

福祉バス「やすらぎ」「あおぞら」の利用について

1. 利用できる団体 高齢者・障害者の団体、自治会、その他公共的な団体

高齢者の団体→60歳以上の方を構成員とする。または構成員の平均年齢が65歳以上である団体。

その他公共的な団体→営利を目的とせず主に地域福祉のための活動をする公共性をもった団体。

(自治会・婦人会・民生委員協議会・地区社協・ボランティア団体・NPOなど)

※ 初めて利用される際には利用申請書(会の目的・活動内容がわかる規約)の提出が必要です。

2. 対象となる行事等 (1) 高齢者・障害者の福祉の増進を図るための行事

(2) 施設訪問等の福祉活動行事

(3) 研修会等の教養活動行事

※ 高齢者・障害者以外の団体が親睦を目的とする行事でのご利用はできません。

3. 乗車定員 やすらぎ：28名(うち補助席が7名分・車椅子席なし)

あおぞら：22名(うち補助席が6名分・車椅子席が2名分)

※ 乗車人数は最低11人以上であること。

4. 運行時間 午前9時から午後5時まで(いずれも社会福祉センター発・着時間です)

大会参加などの場合、必要に応じて午前8時30分から午後4時30分の運行も可能です。(ご相談下さい)

5. 運行の範囲 原則として目的地までの距離がおおむね100km以内の範囲。

6. 費用負担 無料(ただし有料道路料金や駐車料などの実費は利用者負担です。)

7. 運休日 ・8月15日・16日と12月28日から翌年1月4日まで

・車検・車両点検整備日ほか

8. 利用申込みの受付

月曜日から金曜日までの午前9時～午後5時まで(ただし休館日を除く)

高齢者・障害者の団体は利用しようとする日の3ヶ月前の同じ日から受付

その他一般・公共の団体は利用しようとする日の2ヶ月前の同じ日から受付

(2台目の利用受付日は、2ヶ月前の同じ日から受付)

※ 申込みができる日が、休館日(土日祝日等)の場合は翌平日から受付。

※ 利用したい日の3ヶ月前に同じ日がない場合は2ヶ月前の1日からの受付となります。

(例：利用したい日が7月31日の場合、受付け開始は5月1日となります。)

※ ご利用は原則として申込み順となります。

※ 1ヶ月を切った利用は、受付をしていません。(但し、大会参加などはご相談下さい)

ただし、3ヶ月前の申込み日または2ヶ月前の申込み日(この場合は、前日までに申込みがない場合に限る)の午前9時00分から午前9時30分までの時点で、複数の申込みがあった場合は、原則として抽選となりますのであらかじめご了承下さい。(抽選日は後日連絡致します)

予約申込みをされた後、申請書に行程・予定時間等を記入して利用日の前月15日までに社会福祉協議会事務局に提出して下さい。申請書は持参または郵送、FAXでも受け付けます。

(例：利用日6/30→申請書提出日5/15まで)

9. 注意事項

1) 風雨等の気象状況、災害の発生その他の事由によりバスの安全確保が困難と認められる場合、または車輛の緊急整備等により運行管理上特に必要があると認められる場合は、利用承認後においても運行を中止することがあります。この場合、代車は用意しませんのであらかじめご了承ください。

2) 車内での飲食・飲酒は禁止です。(運行の安全上、現地での飲酒も十分お気を付け下さい。)

3) 申請手続き終了後に内容変更が生じた場合は、必ず1週間前までに申請書を再提出して下さい。運行の安全上、当日の急な変更には対応できませんのでご注意下さい。

4) 電動車椅子をご利用の方は、電動車椅子の固定が床に出来ませんので、同行の方々にご協力をお願いし、安全のため、座席に座っていただくことをお願いいたします。

5) 送迎のバス停は、3箇所程度でお願い致します。

〈問い合わせ〉 下関市社会福祉協議会 TEL(232)2001 / FAX(232)1522

〒751-0823 下関市貴船町3丁目4-1 サンデンバス「新町4丁目」バス停より徒歩3分